

# 船橋市まちかど音楽ステージ実施要領

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市教育委員会が設置し、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会が委任を受けるまちかど音楽ステージの実施方法、登録者の認定方法及びステージの利用方法等について定める。

(目的)

第2条 まちかど音楽ステージは、演奏活動を行う者の健全な活動の誘導を図り、もって音楽文化の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 登録者

まちかど音楽ステージの登録申請を行った者のうち、認定を受けた個人又はグループの総称。

(2) 認定

第7条で定める規則を遵守することを誓約した登録申請者を、まちかど音楽ステージの利用を許可された者として認めること。

(登録者の認定を行う者)

第4条 登録者の認定は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会が行う。

(登録者以外の活動禁止)

第5条 まちかど音楽ステージの利用を希望する者は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会から認定書の交付を受けることとし、登録者以外のまちかど音楽ステージでの活動は禁止する。ただし、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会が特別に企画するステージ（企画ステージ）についてはこの限りではない。

(認定申請)

第6条 認定を受けようとする者は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会あて、別紙に定める所定の書式及び関連書類を提出して申請するものとする。

(規則及び誓約)

第7条 認定を受けようとする者は、以下の条項に定める規則を遵守することを紙面で誓約するものとする。なお団体の登録においては、全ての構成員が規則を遵守することを代表者が保証し、代表者一名が署名するものとする。

① 発電機・ドラムを使用しないこと（アンプ等の使用については別紙に定める）

周辺の人家・店舗及び一般通行人への騒音の影響が大きい、大音量を発生する器材・楽器を使用しないこと。

② 活動場所及び時間を守ること

演奏等の活動場所及び時間は別紙に定める。

③ 歩行者への配慮

演奏者は一般通行人や店舗利用者の邪魔にならないよう通路を確保すること。また、観客に対しても通行を妨げないよう協力を呼び掛けること。

④ 原状回復と清掃の徹底

演奏等の終了後はチラシ等が散乱しないように掃除を行い、演奏場所周辺のゴミ拾いなどを行うこと。

⑤ 販売行為をしない

まちかど音楽ステージの実施場所は市の管理地であり、そこで CD、チケットの販売等を含む金銭の授受を伴う行為は行わないこと。認定書の交付は、販売行為を許可するものではないこと。

⑥ 目的外の利用をしない

まちかど音楽ステージは、演奏活動等をする場であるため、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会が不相当と認める活動を行った場合には、当該登録者の利用を制限する。

⑦ その他

ステージを利用する際は認定書を必ず携行し、演奏開始前に立ち合いスタッフへ提示すること。活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、自己責任において解決すること。

2 第2条に掲げる事業目的を理解し、公道や市有地等において管理者の許可なく演奏活動を行わないものとする。

3 船橋市及びその他の公共機関等、また、周辺商店会及び商店等による行事等の実施に伴い、まちかど音楽ステージが開催できないことがあるが、認定を受けた者はその旨を了解したものとする。

4 演奏活動等でまちかど音楽ステージの利用を希望する者は、別紙に定めるとおり、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会事務局に予約をするものとする。

(認定)

第8条 ふなばし音楽フェスティバル実行委員会は、第6条の申請を行った者で、第6条に定める規則を厳守する旨の誓約をした者については利用を承認し、登録者として認定する。

なお、以下の場合は認定を行わないものとする。

① 過去に認定を取り消されたことがある場合

② 申請書類記載事項が事実と異なる場合

- 2 誓約書に署名しているものの、現に誓約事項を守って活動していないと認められる場合は、代表者に再度確認した上で、ルールを遵守していると認められる時点まで認定を保留する。

(認定書の交付等)

第9条 ふなばし音楽フェスティバル実行委員会は、前条による認定を行った場合は認定書を交付する。また、認定を行わないことを決定した者についてはその旨通知する。

(変更または廃止の届出)

第10条 認定書の交付後、記載事項に変更があった場合、または登録者自体が解散または活動を廃止した場合は速やかに登録事項変更（廃止）届を提出するものとする。

(認定の取消し)

第11条 誓約に違反した場合で、船橋市教育委員会の注意・指導に対しても改善が見られない者は認定を取り消すものとし、認定取消通知書を当該登録者（代表者）宛送付する。

- 2 前項の事由で認定を取り消された登録者に対しては、原則として再認定は行わないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第12条 登録申請書等に記載された氏名、住所、連絡先等の個人情報及び提出資料については、個人情報保護法その他関連法令を遵守してふなばし音楽フェスティバル実行委員会が適正に管理し、まちかど音楽ステージ事業に関する資料の送付、連絡、その他本事業で必要と思われる場合にのみ使用するものとする。ただし、当該各号に掲げる場合においては、それぞれに定める取り扱いを行うものとする。

- 2 登録情報のうち、登録者名（団体名）、構成人数、楽器構成、演奏・楽曲等のジャンル、演奏形態については、原則船橋市ホームページで公開するものとする。これに伴い、ホームページの管理を行う船橋市教育委員会と必要な情報を共有する。なお、ホームページ上での情報公開及び船橋市教育委員会との情報共有を希望しない場合は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会宛てその旨申し出ること。
- 3 外部の主催者から出演依頼を受けて出演者を派遣する企画ステージにおいて、出演者の決定に際し選考を伴う場合は、主催者と必要な登録情報の共有を行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

## 船橋市まちかど音楽ステージ実施要領 別紙

### <提出書類一覧>

申請種別	提出書類	備考
1.新規登録申請	登録申請書【様式 1】	
	身分証明書の写し (免許証、保険証・パスポート・マイナンバーカード・学生証など)	申請者の構成が 2 名以上の場合は、全員の身分証明書の写しを添付してください。
	※保護者同意書【様式 2】	※申請者に未成年が含まれる場合は、それぞれの未成年者毎に保護者同意書を用意し、添付してください。ただし、登録者の中に保護者が含まれている場合はその限りではありませんが、その旨を登録申請書【様式 1】の欄外に明記してください。
2.登録事項変更の届出	登録事項変更(廃止)届【様式 3-1】	
	登録事項変更(廃止)届【様式 3-2】	新たなメンバーが加わる場合に必要
	※登録認定書	※登録者名の変更がある場合は、登録認定書の記載事項変更に伴い再発行が必要となるため、交付済みの登録認定書を返却してください。
	※身分証明書の写し	※登録内容の変更が増員を伴う場合は、増員分の身分証明書の写しを添付してください。
	※保護者同意書【様式 2】	※増員となる登録者に未成年が含まれる場合は、対象となる未成年者毎に保護者同意書を用意し、添付してください。ただし、登録者の中に保護者が含まれている場合はその限りではありませんが、その旨を登録申請書【様式 1】の欄外に明記してください。
3.登録廃止の届出	登録事項変更(廃止)届【様式 3-1】	
	登録認定書	

【様式 3-2】

<ステージの開催場所及び開催時間等>

	開催場所	予約	使用時間	アンプ等の使用
1	<通常ステージ> 京成船橋駅-船橋フェ イスビル連絡デッキ	要	4月の第3週から12月の第3週にかけての毎週金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午後6時～午後8時30分 ※利用は30分単位です。 （設営・撤去の時間含む） 企画ステージ等の開催のため、通常ステージを行わない場合があります。	アンプを使用しない形態での活動を原則としますが、最小限のポータブルアンプ（電池または充電式）に限り使用を認めます。ただし、実施要領第7条のとおり、どのような形態であっても大音量を出すことはできません。
2	<企画ステージ> その他ふなばし音楽フェ スティバル実行委員会 が開催を決定した場所	要	船橋市教育委員会と調整の上決定	会場により異なるためその都度調整

<予約のルールについて>

- ① 予約できる期間  
当月及び翌月の予約をすることができます。
- ② 予約の方法  
ふなばし音楽フェスティバル実行委員会事務局あて電話で予約してください。
- ③ 予約の受付期間  
毎月1日から翌月の予約受付を開始します。1日がふなばし音楽フェスティバル実行委員会事務局の所在する船橋市役所の閉庁日である場合は、直後の営業日を予約受付開始日とします。
- ④ 予約の受付時間  
月初の予約受付開始日は、予約受付時間を午前9時から午後3時までとし、同じ枠に複数の予約希望があった場合は抽選を行い、予約を受ける登録者を決定します。抽選の有無に依らず、予約の受付状況を翌日船橋市ホームページ上で公開します。以降の予約は午前9時から午後5時までの間で先着順とします。
- ⑤ 予約可能回数  
同じ個人またはグループが同時に予約できるのは1月あたり1枠までです。予約した枠が終了する日の翌週から次回の予約ができます。また、同じ月に出演できる最大数は2枠までです。

【予約連絡先】

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会 047-436-2894  
(船橋市教育委員会文化課)